

1 背景と計画の位置付け

自転車は、買物や通勤、子どもの送迎等、日常生活における身近な移動手段として、子どもから高齢者まで幅広く、多くの人々に利用されています。一方、自転車は道路交通法上の「車両」であり、「車道の左側」を通行することが原則とされているものの、ルールやマナーに対する意識が低いことから、歩道上を徐行せずに通行するなどの無秩序な利用が見受けられます。

このような中、平成24（2012）年11月には、国土交通省と警察庁により、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成28（2016）年7月改定）が策定され、交通状況に応じて、歩行者、自転車、自動車適切に分離された空間整備のための自転車通行空間設計の考え方等について提示されました。

西脇市においても、「西脇市総合計画」の中で「暮らしの安全を守り、安心が実感できるまち」を掲げており、その中で交通安全に係る施策の展開方針として「総合的な交通安全対策の推進」を示しており、こうした上位計画に基づき、自転車通行空間の確保や自転車利用環境の改善等を目的に「西脇市自転車ネットワーク計画」を策定しました。

2 基本方針・計画目標

本計画ではまず、主要な路線のうち実現可能路線、緊急に対策を要する路線を対象区域とし計画策定を行います。また、自転車交通の状況から必要と判断した路線や、新たに整備に着手する路線が生じた段階で必要に応じて、検討、追加することとします。

計画期間については、平成30（2018）年度から平成39（2027）年度の10年間とします。ただし、進捗状況、市民意向や社会情勢の変化などに柔軟に対応し、対象区域の拡大も含めて、期間内であっても必要に応じて変更を行います。

自転車ネットワーク計画策定に向けて、基本方針・計画目標を次のように設定します。

【基本方針】

- 西脇市の交通特性に応じた自転車通行空間の確保
- 安全で快適な自転車利用環境の形成
- 自転車利用者のルール遵守、マナー向上

【計画目標】

- 計画目標値（整備率） 68%
- 計画整備延長 9.46Km（14路線）
- ※計画目標値（整備率）68%×9.46km（自転車ネットワーク路線の整備計画（当面の整備）合計延長） / 13.87km（自転車ネットワーク路線の整備形態（完成形態）合計延長）

3 自転車ネットワーク路線の選定・整備形態の選定

(1) 自転車ネットワーク路線の選定

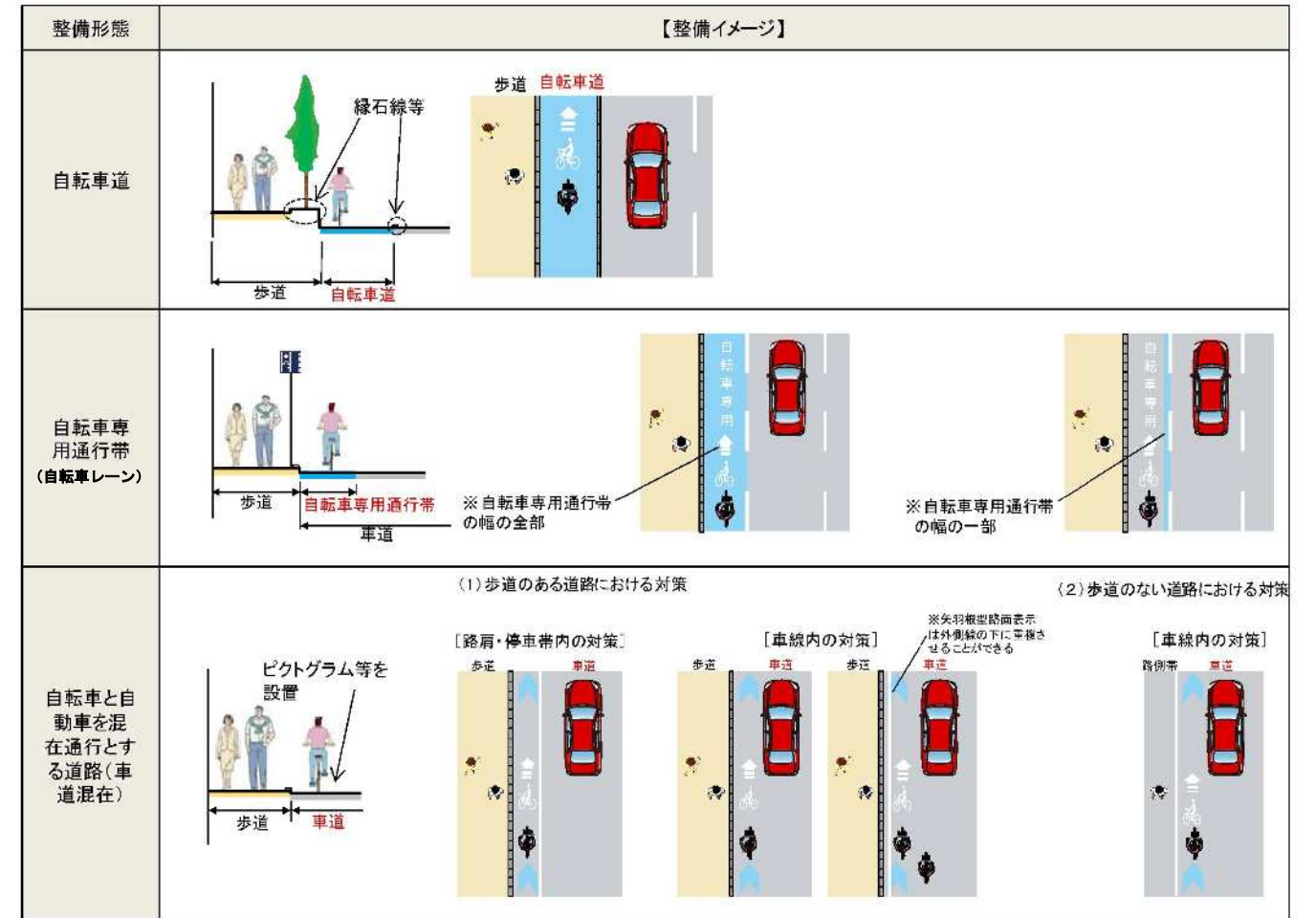
本計画では、市域全体ではなく、当面整備の必要性の高い西脇市中心部の拠点（市役所、学校、病院、駅）及び高校生の通学が多い多可町との連絡道路範囲を検討対象エリアとし、学校等諸施設の配置状況、各路線の自転車交通量、自転車関連交通事故の発生状況等を整理した上で、西脇市内の主要幹線道路網の中から自転車ネットワーク検討対象路線を選定することとします。

また、上記の交通状況に加えて、次のような路線を適宜組み合わせることで自転車ネットワーク路線を選定するものとします。

- ①地域内における自転車利用の主要路線としての役割を担う公共施設、学校等を結ぶ路線
- ②隣接する多可町と西脇市を結ぶ路線のうち、現在事業中である市道市原羽安線やJR西脇市駅までの南北をつなぐ軸となる路線
- ③市役所（新庁舎）や西脇病院から中心市街地を結ぶ東西の軸となる路線

(2) 整備形態の選定

本計画では、自転車ネットワーク路線に対して、歩行者と自転車の分離を基本に、「自転車道」、「自転車専用通行帯（自転車レーン）」、「自転車と自動車を混在通行とする道路（車道混在）」とします。自転車ネットワーク路線における整備形態の選定は、西脇市の交通状況や道路構造を踏まえて、区間ごとに整備形態を選定します。



<自転車専用通行帯整備例>



<車道混在整備例>



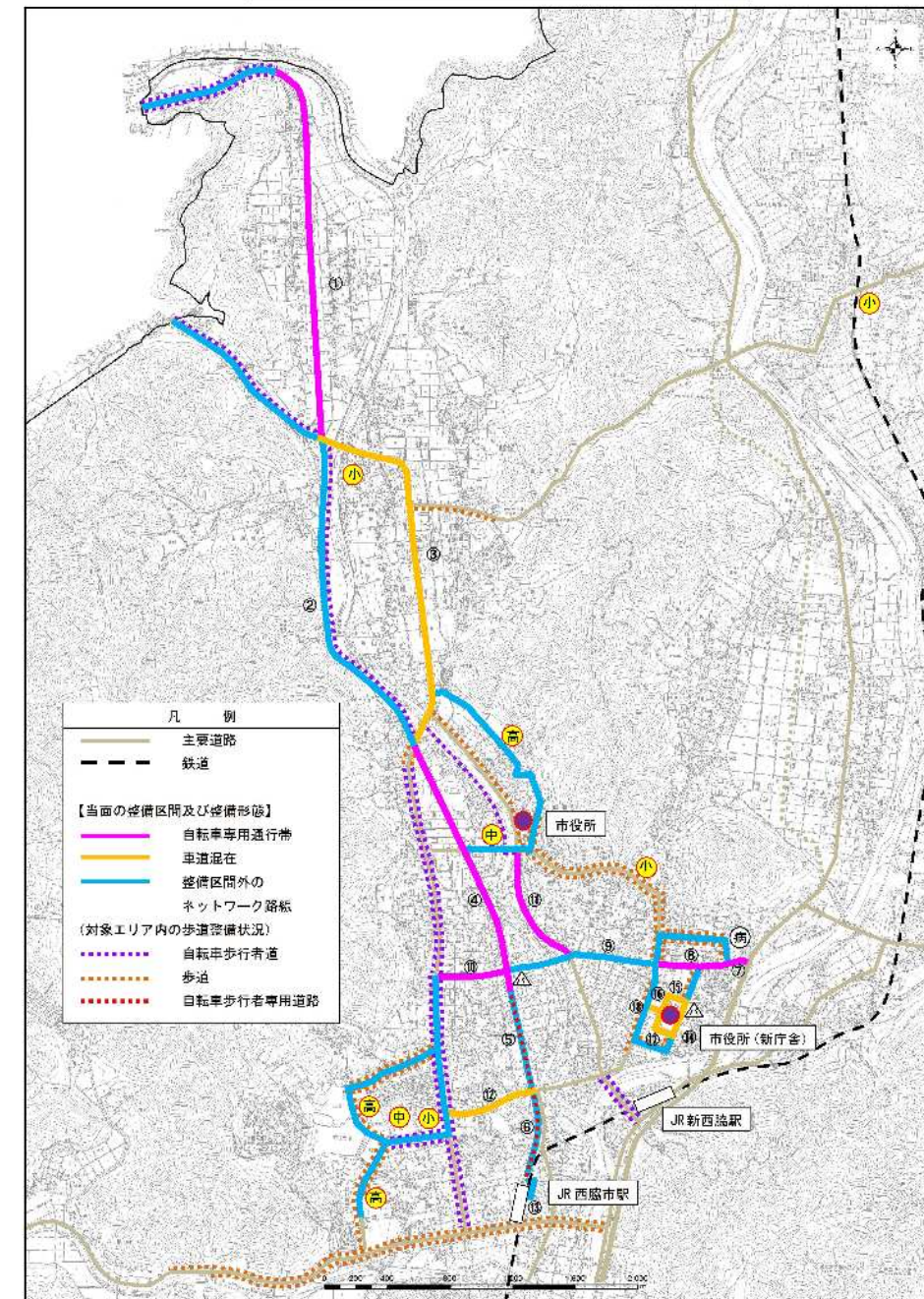
4 自転車ネットワーク路線と当面の整備計画

10年間で整備を進める路線を、優先整備路線として選定し、効率かつ効果的に整備を進めることとします。

自転車ネットワーク路線の整備計画（当面の整備）

番号	路線名	区間	整備形態	延長	道路管理者
①	(市)市原羽安線	羽安町交差点～市道大木2号線交差点	自転車専用通行帯	1.73km	西脇市
	(一)中安田市原線	市道大木2号線交差点～市原東交差点	自転車専用通行帯	0.64km	兵庫県
③	国道427号	春日橋東詰交差点～日野大橋	車道混在	2.00km	兵庫県
	(一)西脇口吉川神戸線	春日橋東詰交差点～小坂町交差点	車道混在	0.22km	兵庫県
④	(市)西脇小坂線 (市)野村西脇線	小坂町交差点～市道中本町和田1号線交差点	自転車専用通行帯	1.68km	西脇市
⑦	国道427号	上戸田南交差点～市道下戸田2号線交差点	自転車専用通行帯	0.11km	兵庫県
⑧	国道427号	市道下戸田2号線交差点～下戸田北交差点	自転車専用通行帯	0.22km	兵庫県
		下戸田北交差点～上野交差点	自転車専用通行帯	0.23km	
⑩	(市)西脇中央線	西脇中央交番前交差点～高田井南交差点	自転車専用通行帯	0.49km	西脇市
⑪	(市)三和西脇線	三和橋東詰交差点～豊川町交差点	自転車専用通行帯	0.80km	西脇市
⑫	(市)西脇環状線	西脇大橋交差点～重春交差点	車道混在	0.58km	西脇市
⑭	(市)下戸田戎町線	下戸田中交差点～市道南本町下戸田線交差点	車道混在	0.22km	西脇市
⑮	(市)仲之町下戸田線	下戸田中交差点～市道下戸田1号線交差点	車道混在	0.11km	西脇市
⑯	(市)下戸田1号線	市道仲之町下戸田線交差点～市道南本町下戸田線交差点	車道混在	0.22km	西脇市
⑰	(市)南本町下戸田線	市道下戸田1号線交差点～市道下戸田戎町線交差点	車道混在	0.11km	西脇市
⑱	(市)南旭町下戸田線	主要地方道西脇三田線交差点～市道下戸田1号線交差点	車道混在	0.10km	西脇市
合計				9.46km	

西脇市自転車ネットワーク計画図（当面の整備）



5 自転車の交通安全に向けた取組（ソフト対策）

自転車は自動車と同様に車両であることから、車用としてのルールやマナーが理解できるよう、より効果的な交通安全教育、交通安全思想の普及を実施していく必要があります。

自転車ネットワークを構築しても、その利用が適切でなければ安全性や利便性を損なうことから、自転車利用者だけでなく、歩行者や自動車の利用者も正しく理解し、安全な交通に役立てる必要があります。市民や各関係機関と連携・協力しながら自転車の交通ルールを周知、啓発に取り組みます。